



第 736 号

発行所 新潟市役所
新潟市学校町通1番町602番地1
発行人 新潟市長 篠田 昭
毎月 15日 発行
(発行定日が休日に当
たるときは繰り下げ)
印刷所 長谷川印刷
新潟市小針1丁目11番8号
金198円(税込)

目 次

告 示			
160	市道区域の変更について	2	
161	市道路線の供用開始について	2	
162	露店市場出店料収納事務委託契約について ...	2	
163	一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約の 締結及び解除について	2	
164	国際親善名誉市民の称号の贈呈について	3	
165	住民票の職権消除について	3	
166	地縁による団体の認可に係る告示	3	
167	認可地縁団体の告示変更	3	
168	住民票の職権消除について	3	
169	放置自転車等の撤去、保管について	3	
170	新潟市個人情報保護条例第30条による個人 情報保護制度の実施状況について	4	
171	新潟市議会臨時会の招集について	4	
172	公示送達書	5	
173	公示送達書	5	
174	公示送達書	5	
175	公示送達書	5	
176	更生医療担当医療機関の指定等について	5	
177	放置自転車等の撤去、保管について	5	
178	結核予防法による医療機関の辞退について ...	5	
179	結核予防法による医療機関の指定について ...	5	
180	新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱 の一部を改正する要綱	6	
181	公示送達書	6	
182	地縁による団体の認可に係る告示	6	
183	生活保護法による医療機関の指定申請につ いて	6	
184	生活保護法による医療機関の廃止届につい て	7	
185	生活保護法による医療機関の変更について ...	7	
186	生活保護法による介護機関の指定申請につ いて	7	
187	生活保護法による介護機関の廃止届につい て	7	
188	生活保護法による介護機関の変更について ...	7	
選挙管理委員会訓令			
1	公職選挙法等執行規程の一部を改正する規 程	8	
選挙管理委員会告示			
2	在外選挙人名簿からの抹消について	8	
3	選挙人名簿(定時登録)の縦覧について	8	
4	在外選挙人名簿(定時登録)の縦覧につい て	8	
農業委員会公示			
8	5月定例農地部会の招集について	8	
水道局告示			
8	新潟市指定給水装置工事事業者の指定につ いて	9	
9	新潟市指定給水装置工事事業者の事業の廃 止について	9	
辞 令			
	市長事務局	9	

告 示

新潟市告示第160号

市道区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、市道区域を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成16年 5 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
新潟鳥屋 野線 1 号	新潟市川端町四丁目23番18地先から 新潟市川端町四丁目23番18地先まで	前	14.0	32
		後	21.5	32
八千代 幸西線	新潟市八千代二丁目276番1地先から 新潟市八千代二丁目276番1地先まで	前	7.0	82
		後	20.0 ~33.4	82
南 2 - 6 号 線	新潟市八千代二丁目281番地先から 新潟市八千代二丁目280番1地先まで	前	10.9 ~14.7	85.3
		後	14.4 ~16.0	85.3

新潟市告示第161号

市道路線の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成16年 5 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	供用開始 年 月 日
新潟鳥屋野 線 1 号	新潟市川端町四丁目23番18地先から 新潟市川端町四丁目23番18地先まで	平成16年 5 月 1 日
八千代 幸西線	新潟市八千代二丁目276番1地先から 新潟市八千代二丁目276番1地先まで	
南 2 - 6 号 線	新潟市八千代二丁目281番地先から 新潟市八千代二丁目280番1地先まで	

新潟市告示第162号

露店市場出店料収納事務委託契約について

露店市場出店料収納事務委託契約について、平成16年 4 月 1 日付けで次のとおり契約を締結したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項に基づき告示します。

平成16年 5 月 6 日

新潟市長 篠田 昭

露店市場出店料収納事務委託者

市場名	住 所	氏 名
本町上市場	新潟市 紫竹3丁目11番13号	三島 ミツ
本町下(12)市場	白根市 鷲ノ木新田5450番地	本町12市場 組合 組合長 山田ミサヲ
本町下(13)市場	新潟市 本町通13番町3034番地	本町13市場 組合 組合長 熊谷 良浩
山の下市場	新潟市山の下町4番8号	永塚 セイ
松浜市場	新潟市松浜本町4丁目 10番15号	村山 作治
大野町市場	新潟市大野町2912番地	谷井 輝雄

新潟市告示第163号

一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約の締結
及び解除について

一般廃棄物処理手数料収納事務委託者が平成16年 4 月 1 日付けで、次のとおり委託及び解除になったので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項に基づき告示します。

平成16年 5 月 6 日

新潟市長 篠田 昭

一般廃棄物処理手数料収納事務委託者

収納事務 受託区域	委 託 者	
	住 所	氏 名
大形本町 中 央	大形本町6丁目18番26号	武田 信章
本村二区	松浜本町1丁目14番22号	中村 希吉

一般廃棄物処理手数料収納事務委託解除者

収納事務 受託区域	解 除 者	
	住 所	氏 名
逢谷内第三	逢谷内6丁目7番3号	小出 芳雄
古川町	古川町8番17号	江村 孝一
入舟区	松浜3丁目8番地18	羽田 文松
山木戸十二	山木戸8丁目4番33号	桶井 憲六
大形本町 中 央	大形本町5丁目9番20号	橘 春治
本村二区	松浜本町1丁目16番15号	池田 喜由

新潟市告示第164号

国際親善名誉市民の称号の贈呈について

国際親善名誉市民の称号の贈呈について、新潟市国際親善名誉市民条例第2条の規定により、下記の者に本市の国際親善名誉市民の称号を贈ったので、同条例第4条の規定により告示する。

平成16年 5 月 7 日

新潟市長 篠田 昭

- 1 称号を受ける者
S.V.ブーテン 新潟ロシア連邦総領事館副領事
- 2 称号を受ける者の国籍
ロシア連邦
- 3 贈呈期日及び場所
平成16年 5 月 7 日 新潟市
- 4 業績
新潟市とロシア連邦との交流発展並びに新潟市の国際親善に大きく寄与したこと。

新潟市告示第165号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第8条および同法施行令第12条第4項の規定に基づき告示します。

平成16年 5 月10日

新潟市長 篠田 昭

- 1 職権消除日
平成16年 4 月20日
- 2 職権消除者の住所・氏名
(住所)新潟市太夫新田 1 丁目29番16号
(氏名)三井田 政 隆

新潟市告示第166号

地縁による団体の認可に係る告示

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成16年 5 月13日

新潟市長 篠田 昭

- 1 名 称 幸栄三丁目自治会
- 2 規約に定める目的 地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。
- 3 区 域 新潟市幸栄三丁目のうち 6 番、7 番 1 号から12号まで、16号から19号まで及び 8 番を除く区域
- 4 事務所 新潟市幸栄三丁目11番13号
- 5 代表者の氏名及び住所 (省 略)
(省 略)

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 なし

裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無 なし

- 7 代理人の有無 なし

- 8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の2第15項で準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項に規定する事由。

(総会の議決に基づく場合は、総会員の4分の3以上の承諾が必要)

- 9 認可年月日 平成16年 5 月 7 日

新潟市告示第167号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成16年 5 月13日

新潟市長 篠田 昭

- 1 名 称 小新大通団地自治会
- 2 変更事項 代表者の氏名 (省 略)
及び住所 (省 略)
- 3 変更の年月日 平成16年 4 月18日
- 4 変更の理由 総会の議決による代表者の変更

新潟市告示第168号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第8条および同法施行令第12条第4項の規定に基づき告示します。

平成16年 5 月13日

新潟市長 篠田 昭

- 1 職権消除日
平成16年 5 月 7 日
- 2 職権消除者の住所・氏名
(住所)新潟市東中野山 7 丁目 4 番11号
(氏名)峯 本 武 治

新潟市告示第169号

放置自転車等の撤去、保管について

新潟市自転車等放置防止条例第9条第2項の規定により、放置自転車等を下記のとおり撤去し、保管したので同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成16年 5 月13日

新潟市長 篠田 昭

- 1 放置場所 新潟駅万代口周辺
- 2 撤去台数 自転車 191台
- 3 撤去年月日 平成16年 4 月 1 日から
平成16年 4 月30日まで
- 4 保管返還場所 自転車等保管所

(新潟市花園2丁目54番地先)

- 5 保管期間 平成16年5月14日から
平成16年11月13日まで
- 6 返還日及び時間 月曜日から金曜日(ただし、国民
の祝日に関する法律に規定する休
日及び12月29日から翌年の1月3
日までの日は除く。)
午前9時から午後5時まで

7 返還に必要なもの

- (1) 運転免許証, 健康保険証その他身分を証明できる
もの
- (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようと
する自転車等の利用者等であることを証明できるも
の
- (3) 印鑑
- (4) 撤去保管に要する費用
自転車 1,000円

なお、この告示にかかる自転車等で、上記保管期間経
過後においても利用者等の引取がないものは、新潟市自
転車等放置防止条例第11条第2項の規定に基づき、本市
において処分する。

新潟市告示第170号

新潟市個人情報保護条例第30条による個人情報
保護制度の実施状況について

新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4
号)第30条の規定により、平成15年度の個人情報保護制
度の実施状況を次のように公表する。

平成16年5月19日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 個人情報登録対象事務の件数(平成15年度末時点)
: 935件

H14年度登録件数	新規登録件数	抹消件数	変更件数	H15年度登録件数
949件	3件	17件	1件	935件
	(+3)	(-17)	(±0)	

2 個人情報の開示及び訂正請求並びに取扱是正申出の
処理状況

- (1) 請求及び申出の件数
個人情報開示請求 79件
(請求書69件, 口頭10件)
個人情報訂正請求 0件
個人情報取扱是正申出 1件
- (2) 処理件数及び実施機関別内訳

実施機関	個人情報開示請求						訂正 請求 件数	個人 情報 取扱 件数
	請求 件数	全部 開示	一部 開示	不全 開示	検討 中	取 下 げ		
市長	69	38	10	21	0	0	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
水道局長	10	10	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	79	48	10	21	0	0	0	1

3 不服申立ての状況

個人情報開示請求				個人情報訂正請求			
件 不 服 申 立 て 数	諮 問 件 数	答 審 申 査 件 数	決 定 件 数	件 不 服 申 立 て 数	諮 問 件 数	答 審 申 査 件 数	決 定 件 数
0	0	0	0	0	0	0	0

新潟市告示第171号

新潟市議会臨時会の招集について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規
定に基づき、平成16年5月新潟市議会臨時会を次のとお
り招集するので、同条第2項の規定により告示する。

また、同法第102条第4項の規定により付議すべき事件
についても、あわせて告示する。

平成16年5月19日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 招集の日時 平成16年5月26日(水)
午後1時30分

- 2 招集の場所 新潟市議会議場

- 3 付議すべき事件 別紙のとおり

[別紙(新潟市告示第171号関係)]

3 付議すべき事件

議案第52号 契約の締結について

議案第53号 契約の締結について

永年議員の顕彰

常任委員の選任

議会運営委員の選任

新潟市告示第172号

公 示 送 達 書
「省 略」

新潟市告示第173号

公 示 送 達 書
「省 略」

新潟市告示第174号

公 示 送 達 書
「省 略」

新潟市告示第175号

公 示 送 達 書
「省 略」

新潟市告示第176号

更生医療担当医療機関の指定等について
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2
の規定による医療機関について次のとおり指定した。
平成16年 5 月21日
新 潟 市 長 篠 田 昭

名 称	所在地	担当すべき 医療の種類	指定年月日	告示事項
つけふね薬局	新潟市附船町 1 - 4420 - 3	薬 局	H 16 5 .1	新規指定
女池薬局	新潟市女池 4 - 19 - 9	薬 局	H 16 5 .1	新規指定

新潟市告示第177号

放置自転車等の撤去，保管について
新潟市自転車等駐車場条例第12条第 1 項の規定によ
り，放置自転車等を下記のとおり撤去し，保管したので，
同条第12条第 2 項の規定により告示する。
平成16年 5 月24日
新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 放 置 場 所
- 白山駅前，関屋駅前，青山駅前，
小針駅前第1，小針駅前第2，小針駅
前第3，寺尾駅前第1，寺尾駅前第2，
寺尾駅北口，新潟大学駅前第1，新
潟大学駅前第2，新潟大学駅前第3，
内野駅前，内野駅前第1，内野駅前
第2，内野駅前第3，越後赤塚駅前第
1，越後赤塚駅前第 2 自転車駐車場
- 2 撤 去 台 数
- 自転車 1115台
原動機付自転車 3 台
- 3 撤 去 年 月 日
- 平成16年 4 月21日から
平成16年 4 月23日

- 4 保 管 返 還 場 所
- 新田清掃センター
- 5 保 管 期 間
- 平成16年 5 月25日から
平成16年11月24日まで
- 6 返 還 日 及 び 時 間
- 平成16年 7 月 2 日から
平成16年 7 月 3 日の 2 日間
午前 9 時00分から正午
午後 1 時00分から午後 4 時00分
- 7 返 還 に 必 要 な も の
- (1) 運転免許書，健康保険証その他身分を証明できる
もの
- (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようと
する自転車等の利用者であることを証明できるも
の。
- (3) 印鑑
- (4) 撤去保管に要する費用
自転車 1 000円 原動機付自転車 1 500円
なお，この告示にかかる自転車等で，上記保管期間経
過後においても利用者等の引取りがないものは，新潟市
自転車等駐車場条例第12条第 3 項の規定に基づき，本市
において処分する。

新潟市告示第178号

結核予防法による医療機関の辞退について
結核予防法第36条第 4 項の規定に基づき，下記の医療
機関は，その指定を辞退したので結核予防法施行令第 2
条の 6 により告示する。
平成16年 5 月25日
新 潟 市 長 篠 田 昭
記

名 称	開 設 者	所 在 地	辞退年月日
新潟臨港 総合病院	医療法人 新潟臨港保健会	新潟市桃山町 1 丁目114番地 1	平成16年 4 月18日
にいがた 調剤薬局桃山	株式会社ダイチク	新潟市桃山町 1 丁目110番 9	平成16年 4 月18日

新潟市告示第179号

結核予防法による医療機関の指定について
結核予防法第36条第 1 項の規定に基づき，下記のと
おり指定したので結核予防法施行令第 2 条の 6 により告示
する。
平成16年 5 月25日
新 潟 市 長 篠 田 昭
記

名 称	開 設 者	所 在 地	指定年月日
ふるまち 調剤薬局	八 木 隆	新潟市東堀通11 番 町1751 リバ ティプラザ東堀	平成16年 4 月12日

にいがた調剤薬局桃山	株式会社ダイチク	新潟市桃山町2丁目126番4	平成16年4月19日
全快堂薬局臨港店	有限会社全快堂薬局	新潟市桃山町2丁目126番地6	平成16年4月19日
新潟臨港病院	医療法人 新潟臨港保健会	新潟市桃山町1丁目114番地3	平成16年4月19日
江南調剤薬局	猪股邦彦	新潟市江南6丁目1番地29	平成16年4月28日
新潟大手薬局本店	有限会社 新潟大手薬局	新潟市本町通6番町1103番地	平成16年4月30日
わかばやし内科クリニック	若林昌哉	新潟市米山5丁目9番13号	平成16年4月30日
ファーマ・ステーション明和薬局	有限会社 ライフプランニング	新潟市寺尾東1丁目18番22号	平成16年5月13日

新潟市告示第180号

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱の一部を改正する要綱の制定について

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱の一部を改正する要綱を制定したので告示する。

平成16年 5 月27日

新潟市長 篠田 昭

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱の一部を改正する要綱

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱（平成15年新潟市告示第81号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第3号中「第12条の2第5項」を「第12条の2第1項第5号」に改め、同表第3項第1号を次のように改める。

- (1) 前項第4号に規定する水質検査は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省第101号）で定める項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度並びに濁度の計11項目とする。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条で規定する特定建築物にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）及び関連通知で定める項目とする。

別表第2第3項第2号中「平成5年環衛第707号通知」を「水質基準に関する省令」に、「全項目検査」を「全項目の検査」に改め、同表第4項中「中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（昭和57年厚生省告示第194号）」を「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年厚生労働省告示第119号）」に改める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

新潟市告示第181号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第182号

地縁による団体の認可に係る告示

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成16年 5 月31日

新潟市長 篠田 昭

- 1 名 称 太平第四自治会
- 2 規約に定める目的 地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。
- 3 区 域 新潟市太平四丁目の全域
- 4 事 務 所 新潟市太平四丁目3番地1
- 5 代表者の氏名及び住所 （省 略）
（省 略）
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 なし
裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無 なし
- 7 代理人の有無 なし
- 8 規約に定める解散の事由 地方自治法第260条の2第15項で準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項に規定する事由。
（総会の議決に基づく場合は、総会員の4分の3以上の承諾が必要）
- 9 認 可 年 月 日 平成16年 5 月26日

新潟市告示第183号

生活保護法による医療機関の指定申請について
（告示）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（第55条において準用する同法第49条）の規定により、指定医療機関等を指定し次のとおり告示する。

平成16年 5 月31日

新潟市長 篠田 昭

名 称	所 在 地	指定年月日
にいがた調剤薬局桃山	新潟市桃山2丁目126-4	平成16年4月19日
ふるまち調剤薬局	新潟市東堀通11番町1751番地 リパティプラザ東堀り 1F	平成16年4月12日
新潟臨港病院 （ 歯 科 ）	新潟市桃山町1丁目114番地3	平成16年4月19日

新潟臨港病院	新潟市桃山町1丁目 114番地3	平成16年 4月19日
ファーマ・ステーション 明和薬局	新潟市寺尾東1丁目 18番22号	平成16年 5月1日
内科消化器科 はたクリニック	新潟市長潟2丁目3 番1号	平成16年 5月26日

新潟市告示第184号

生活保護法による医療機関の廃止届について
(告示)

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項の規定により、指定医療機関等から廃止した旨の届出があったことを次のとおり告示する。

平成16年 5 月31日

新潟市長 篠田 昭

名 称	所 在 地	廃止年月日
にいがた 調剤薬局桃山	新潟市桃山町1丁目 110番9	平成16年 4月18日
大 津 医 院	新潟市米山3丁目20 - 7	平成10年 7月1日
ふるまち調剤薬局	新潟市古町通10番町 1712番地	平成16年 4月12日

新潟市告示第185号

生活保護法による医療機関の変更について(告示)

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項の規定により、医療機関等から変更した旨の届出があったので、次のとおり告示する。

平成15年 5 月31日

新潟市長 篠田 昭

- 指定医療機関の名称及び所在地
臨港訪問看護ステーション
新潟市桃山町1丁目114番地1
- 変更事項
旧 新潟市桃山町1丁目114番地1
臨港訪問看護ステーション
新 新潟市桃山町1丁目114番地3
臨港訪問看護ステーション
- 変更年月日
平成16年 5 月31日

新潟市告示第186号

生活保護法による介護機関の指定申請について
(告示)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を指定し、次のとおり告示する。

平成16年 5 月31日

新潟市長 篠田 昭

事業所の名称	所 在 地	指定した居宅 サービスの種類	指 定 年月日
新潟臨港病院	新潟市桃山町1丁目 114番地3	居宅介護支援	平成16年 4月1日
小新デイサービスセンター 通所介護事業所	新潟市小新4丁目 8番52号	通所介護	平成16年 5月1日
新潟勤労者医療協会 ケアプランひだまり	新潟市附船町1丁目 4417番地17号	居宅介護支援	平成16年 4月1日
新潟臨港病院	新潟市桃山町1丁目 114番地3	介護療養型 医療施設	平成16年 4月19日

新潟市告示第187号

生活保護法による介護機関の廃止届について
(告示)

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項の規定により、指定介護機関等から廃止した旨の届出があったことを次のとおり告示する。

平成16年 5 月31日

新潟市長 篠田 昭

事業所の名称	所 在 地	居宅サービスの 種類	廃 止 年月日
新潟勤労者医療協会 ケアプランひだまり	新潟市附船町1丁目 4417番地17号	訪問看護	平成16年 3月31日
新潟臨港総合病院	新潟市桃山町1丁目 114番地1	居宅療養管理 指導	平成16年 4月18日
在宅介護支援 センター臨港病院	新潟市桃山町1丁目 114番地1	居宅介護支援	平成16年 3月31日

新潟市告示第188号

生活保護法による介護機関の変更について(告示)

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項の規定により、介護機関等から変更した旨の届出があったので、次のとおり告示する。

平成16年 5 月31日

新潟市長 篠田 昭

- 指定医療機関の名称及び所在地
臨港訪問看護ステーション
新潟市桃山町1丁目114番地1
- 変更事項
旧 新潟市桃山町1丁目114番地1
臨港訪問看護ステーション
新 新潟市桃山町1丁目114番地3
臨港訪問看護ステーション
- 変更年月日
平成16年 4 月19日

選挙管理委員会訓令

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 5 月12日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

新潟市選挙管理委員会訓令第 1 号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

新潟テルサ	〃 鐘木185番地18	ホール	3 241.00
		大会議室	226.00
		中会議室	160.00
		特別会議室	158.00

附 則

この規程は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

新潟市選挙管理委員会告示第 2 号

在外選挙人名簿からの抹消について

国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過した者を、在外選挙人名簿から抹消した。

平成16年 5 月13日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

1 抹消した者の数 3 人

（男 1 人 女 2 人）

根拠法令 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11

新潟市選挙管理委員会告示第 3 号

選挙人名簿（定時登録）の縦覧について

平成16年 6 月 2 日付けで選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 5 月26日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

1 縦覧の期間 平成16年 6 月 3 日から

平成16年 6 月 7 日まで

2 縦覧の場所 新潟市役所本館 1 階警備室

根拠法令 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項

新潟市選挙管理委員会告示第 4 号

在外選挙人名簿（定時登録）の縦覧について

平成16年 6 月 2 日までに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 5 月26日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

1 縦覧の期間 平成16年 6 月 3 日から

平成16年 6 月 7 日まで

2 縦覧の場所 新潟市役所本館 1 階警備室

根拠法令 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の 7 第 1 項

農業委員会公示

新潟市農業委員会公示第 8 号

5 月定例農地部会の招集について

新潟市農業委員会 5 月定例農地部会を下記のとおり招集する。

平成16年 5 月24日

新潟市農業委員会

農地部会長 近 藤 武 正

記

1 日 時 平成16年 5 月31日（月）午後 2 時

2 場 所 新潟市役所 第 2 分館 4 階

2 - 401 会議室

3 会議に付すべき案件

議案第31号 農地法第 3 条許可申請に関する処分決定について

議案第32号 農地法第 5 条許可申請に関する意見決定について

議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

水道局告示

新潟市水道局告示第8号

新潟市指定給水装置工事事業者の指定について
水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第1項の規定により、下記のとおり新潟市指定給水装置工事事業者に指定したので同条第2項の規定により告示します。

平成16年5月11日

新潟市水道事業管理者

局長 長谷川 守
記

- 1 指定番号及び指定工事事業者名
第350号 株式会社寺澤設備
第351号 佐藤建設株式会社
- 2 指定年月日 平成16年4月27日

新潟市水道局告示第9号

新潟市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について
水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、下記の新潟市指定給水装置工事事業者より給水装置工事の事業の廃止について届出がありましたので、新潟市指定給水装置工事事業者規程第10条により告示します。

平成16年5月21日

新潟市水道事業管理者

局長 長谷川 守
記

- 1 指定番号及び指定工事事業者名
第101号 高野設備(株)
- 2 廃止年月日 平成16年1月22日

辞 令

市長事務部局

5月1日

技 師 古 川 浩 一 (市民病院診療部
消化器科副部長)

兼ねて市民病院救命救急センター長を命ずる

技 師 渡 辺 徹 (市民病院診療部
小児科副部長)

市民病院教育研修部教育研修室兼務を免ずる

市民病院教育研修部教育研修室長を命ずる

兼ねて市民病院診療部小児科副部長を命ずる

技 師 矢 部 正 浩 (市民病院診療部
総合診療科医長)

兼ねて市民病院教育研修部教育研修室勤務を命ずる

和 栗 暢 生

新潟市技師に任命する

市民病院診療部消化器科医長を命ずる

5月10日

技 師 小 林 久 雄 (下水道建設課長)

「死亡」す

5月24日

主 事 見 田 栄 洋 (下水道部長)

都市整備局下水道部下水道建設課長事務取扱を命ずる